

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・ 保育所への入退所に関すること ・ こども医療及びひとり親家庭等の医療に関すること ・ 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること ・ 児童虐待防止に関すること ・ 子育て支援施策の企画及び総合調整に関すること ・ 子育て支援センターに関すること ・ 放課後児童健全育成事業に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
毛呂山町に住む18歳未満の児童並びに子育て中の保護者の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	子育て支援の充実	
指 標 名	子育てサービスに関するアンケート調査（ニーズ調査）において、子育て支援サービスに対して「不満」または「どちらかといえば不満」と回答した割合	
数値目標	初期値（平成30年度）	11.3%
	実績値（令和6年度）	12.2%
	最終目標値（令和6年度）	5%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画	
事業概要	子育て家庭にアンケート調査を実施し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望等の実情を把握します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
調査を基に、子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のサービスの向上に努め、子育て環境の整備を図ります。		
5 昨年度の取り組みの反省点及びこれまでの取組の評価は次のとおりでした。		
「不満」または「どちらかといえば不満」と回答した割合について、保育、児童館、子育て支援センターなどのサービスに対しては減少しましたが、身近な医療（病院・薬局）の利用しやすさおよび子育てに関する相談窓口や子育て情報の提供に対しては増加しました。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・ 保育所への入退所に関すること

・ こども医療及びひとり親家庭等の医療に関すること

・ 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること

・ 児童虐待防止に関すること

・ 子育て支援施策の企画及び総合調整に関すること

・ 子育て支援センターに関すること

・ 放課後児童健全育成事業に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

毛呂山町に住む18歳未満の児童並びに子育て中の保護者の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	子育てに関する相談事業の充実	
指 標 名	子育て支援センターの子どもの利用者数に対して、相談を受けた件数の割合	
数値目標	初期値（平成30年度）	11.8%
	実績値（令和6年度）	43.7%
	最終目標値（令和6年度）	16.0%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画	
事業概要	利用者からの相談に対し、子育て支援員が情報提供や助言等を行います。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

身近な場所で相談・助言を行うことにより、保護者や妊婦が円滑に教育・保育・保健その他の子育て支援を利用することができます。また、当事者の目線に立ったよりそい型の支援により、子育てする保護者の孤立、負担や不安の軽減を図ることができます。

5 昨年度の取り組みの反省点及びこれまでの取組の評価は次のとおりでした。

昨年度の子育て支援センターの来所者数は約2,200人と、わずかに減少傾向です。一方で、相談件数は引き続き増加しており、昨年度は約980件の相談が寄せられました。これにより、利用者に対する相談件数の割合は43.7%となり、前年度の37.5%から大きく上昇しています。

この結果は、支援センターが地域の子育て家庭にとって、相談しやすい場として機能している成果といえますが、同時に、不安や孤独を抱える家庭が増えていることの表れでもあります。

今後は、引き続き利用しやすい環境を整えるとともに、必要に応じた情報が提供できる体制づくりに努めていきます。